

# 議 案 提 出 書

横手市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議会案を提出する。

平成26年3月19日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 木村 清貴 様

提案理由

組織機構の再編に伴い、現行条例の一部を改正しようとするものである。

## 議会案第1号

### 横手市議会委員会条例の一部を改正する条例

横手市議会委員会条例（平成17年横手市条例第339号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「産業経済部」を「農林部、商工観光部」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。